

幼児教育・保育の無償化について

幼児教育・保育の無償化の主な利用形態の例

[3～5歳児が対象]

〈 保育所 〉

保育所
認定こども園 2号
(保育所機能)
(保育料) ※全員

〈 幼稚園+預かり保育 〉

預かり保育
※保育の必要性がある者

上限額
1.13万円

幼稚園
(認定こども園 1号含む)
(基本保育料) ※全員

上限額
2.57万円

〈 幼稚園+預かり保育+認可外 〉

認可外
保育施設等
※保育の必要性がある者

上限額
1.13万円

預かり保育
※保育の必要性がある者

幼稚園
(認定こども園 1号含む)
(保育料) ※全員

上限額
2.57万円

〈 認可外、一時預かり等 〉

一時預かり事業など
※保育の必要性がある者

上限額
3.7万円

認可外保育施設等
※保育の必要性がある者

※ このケースは、幼稚園・認定こども園について条件があります

※ 認可外、一時預かり等 単独、複数どちらでも可

(認可外保育施設等：認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリーサポートセンター事業など)

※ 住民税非課税世帯の0歳から2歳までについても無償化の対象となります。(認可外保育施設等の場合、上限額が月額4.2万円まで、幼稚園を利用している場合、預かり保育等の上限額が1.63万円まで無償化対象となります。)

認定に必要な手続き

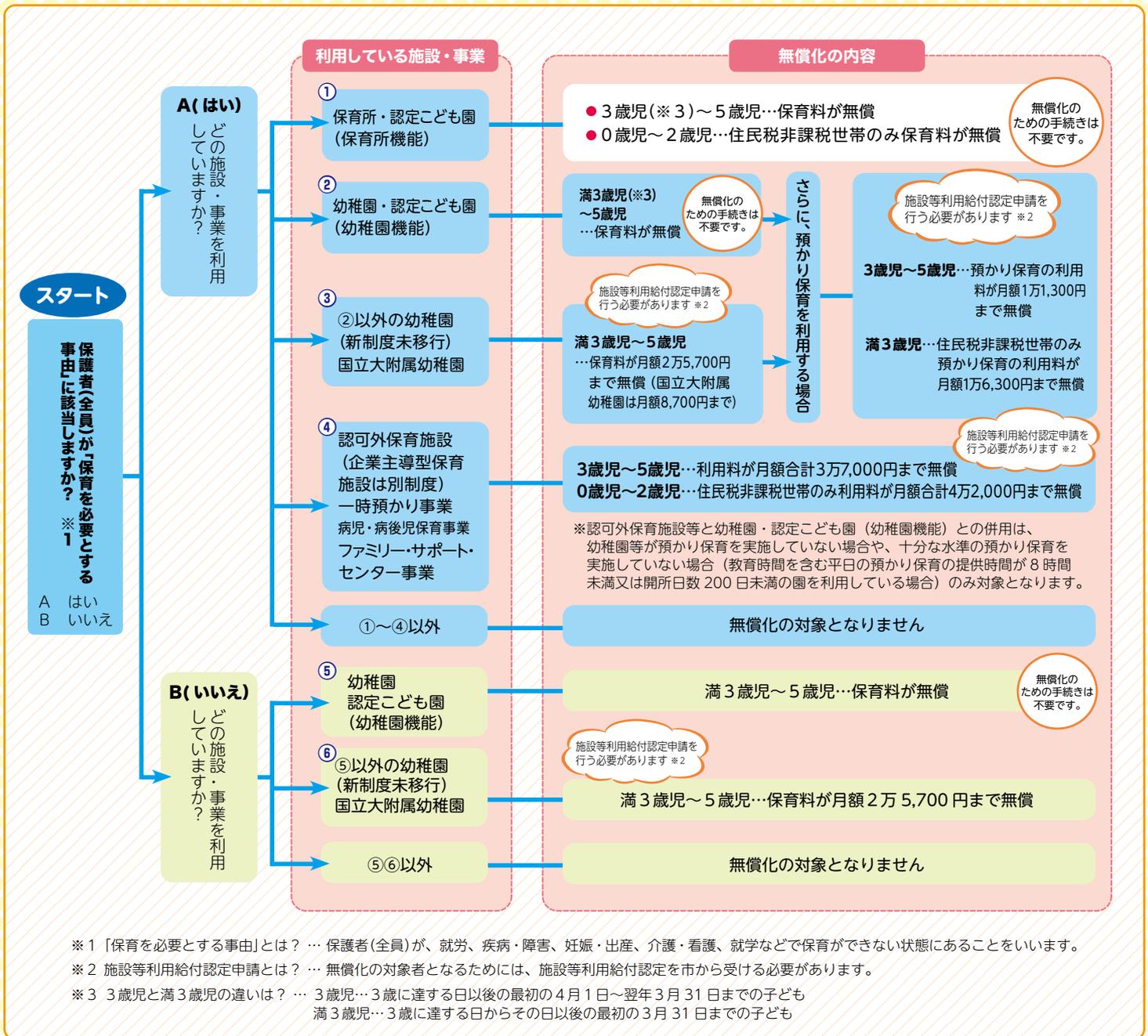
必要書類

- ・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書
 - ・保育の必要性を証明する書類 (就労証明書、母子手帳の写し、在学証明書など)
- 〈マイナンバーによる情報連携ができなかった場合〉
- ・所得課税証明書 (0～2歳及び満3歳児の住民税非課税世帯、1月1日に霧島市に住所がない方のみ)

提出先及び問い合わせ先

霧島市保健福祉部子育て支援課保育・幼稚園グループ
霧島市役所 別館1階 (27番窓口) TEL : 0995-45-5111

幼児教育・保育の無償化の制度と必要な手続きは？



企業主導型保育施設を利用する方へ

- ◇ 企業主導型保育施設の保育料も無償化の対象となります。
- ◇ 企業主導型保育施設をご利用の方は、各事業所への申請や本市への利用報告が必要となります。
- ◇ 詳しくは、各事業所へお問い合わせください。

もっと詳しく幼児教育・保育の無償化のを知りたい!

内閣府では、幼児教育・保育の無償化の詳しい制度内容を掲載しています。詳しくは、内閣府子ども・子育て本部ホームページをご覧ください。

幼児教育・保育の無償化について



お問い合わせ先

〒899-4394 国分中央三丁目45番1号 霧島市 子育て支援課 保育・幼稚園グループ
TEL.0995-45-5111 (内線2071～2074)